

「公的賃貸住宅部会」運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県住生活支援協議会（以下「協議会」という。）会則第9条の規定に基づく専門部会（「公的賃貸住宅部会」。以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 部会は、別表に定める者をもって構成する。

2 部会長は、協議会会長が指名した者とする。

(調査・検討事項)

第3条 部会は次に掲げる事項について、調査・検討を行う。

(1) 住宅セーフティネットの中核として住宅困窮者対策に関するネットワークの構築に関する事項

(2) その他、必要な事項

(会議)

第4条 部会は部会長が主宰する。ただし、部会長が主宰できないときは、部会長の指名する者がその職務を代理する。

2 部会長は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(報告等)

第5条 部会長は部会で調査・検討された事項について、全体会議に報告する。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、栃木県県土整備部住宅課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定めることができる。

附則

この要綱は、平成26年8月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月23日から施行する。

別表

番号	団体	番号	団体
1	栃木県住宅供給公社	16	下野市
2	独立行政法人都市再生機構	17	上三川町
3	宇都宮市	18	益子町
4	足利市	19	茂木町
5	栃木市	20	市貝町
6	佐野市	21	芳賀町
7	鹿沼市	22	壬生町
8	日光市	23	野木町
9	小山市	24	塩谷町
10	真岡市	25	高根沢町
11	大田原市	26	那須町
12	矢板市	27	那珂川町
13	那須塩原市	28	栃木県
14	さくら市		
15	那須烏山市		